

第3期事業年度

事業報告

自 平成29年 4月 1日

至 平成30年 3月31日

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

通信・放送・郵便事業に係る海外市場は ASEAN 等のアジアを中心として成長を続けてきており、今後の海外需要の拡大が見込まれています。我が国経済の持続的な成長のためには、そのような海外における新たな事業機会を捉え、国内需要と共通する潜在的な海外需要を積極的に開拓することで、我が国の事業者の収益性の向上を図る必要があります。

しかしながら、海外において通信・放送・郵便事業を営むに当たっては、規制分野であるが故の政治リスクやそれに伴う需要リスクの影響が大きく、民間だけでは参入が進みづらい状況にあります。

当社は、こうした認識の下に平成 27 年 9 月 4 日に施行された「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法」に基づき、海外において通信・放送・郵便事業を行う事業者等に対し、資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことを目的として発案され、平成 27 年 11 月 25 日に設立登記を完了し、同年 12 月 1 日より本格的に業務を開始いたしました。

当社は、上記の目標を達成するため、社内基盤の整備を進めるとともに、必要な人材の確保に取り組んでまいりました。その結果、ファイナンスや通信・放送・郵便事業に関する専門性を有する多様な人材が参集し、従業員は 23 名（平成 30 年 3 月 31 日現在）となっております。

業務開始後 3 年目に当たる当期においても、政策的意義と収益性の両立が図られることを重視しつつ、総務省告示の当社支援基準に従って案件の組成に取り組んでまいりました。その結果、当期においては、平成 29 年 11 月 28 日に「日本・グアム・豪州間光海底ケーブル事業」、平成 30 年 3 月 9 日に「ミャンマー連邦共和国における放送番組制作設備・スタジオ設備整備及び放送コンテンツ提供事業」の支援について、それぞれ総務大臣の認可を得ました。また、当期中に 35 億円の投資を実行しました。

当期においては、前期に支援を決定した案件に係る融資の利息収入等により、売上高が 1 億 4 千 1 百万円となりました。

このほか、前期に支援を決定した「MVNO 及び端末のパッケージ提供による海外モバイル通信事業」については、支援対象事業者であるプラスワン・マーケティング株式会社に関する民事再生手続の開始決定が行われたため、支援決定を撤回いたしました。

このような事業活動の結果、当期の業績は、経常損失 18 億 7 百万円、当期純損失 18 億 8 百万円となりました。

(当期支援決定案件)

案件名	認可日	支援決定額
日本・グアム・豪州間光海底ケーブル事業	平成 29 年 11 月 28 日	出融資 50.5 百万米ドル
ミャンマー連邦共和国における放送番組制作設備・スタジオ設備整備及び放送コンテンツ提供事業	平成 30 年 3 月 9 日	出資 約 14 百万米ドル

(注) 支援決定額については、支援決定を行った上限額を示しています。

(2) 設備投資等の状況

当期中に設備投資は実施しておりません。

(3) 資金調達の状況

当期は、政府から 15 億 5 千万円の出資を受けました。

(4) 対処すべき課題

当社は、通信・放送・郵便事業に関し、我が国の事業者の海外展開を支援していくことを目的としています。

当社としては、総務省告示の支援基準及び官民ファンドの運営に係るガイドラインに従いつつ、政策的意義と収益性の両立が図られることを重視した投資を行います。

また、投資を行った事業に対するモニタリングとバリューアップにも引き続き取り組んでまいります。

当社は、これまでの運営を通じて得られた教訓を元に、リスクの管理を徹底しつつ、更なる案件の発掘と組成が可能となるよう、投資検討から投資管理に至る一連のプロセスの見直しを行いました。同時に、当社が上記のような投資を行っていく上では、当社の投資活動を取り巻く環境を巡る課題が存在すると認識しております。

このことを踏まえ、更なる案件形成が可能となるよう、海外におけるパイプラインの拡大や、現地政府・産業界等と将来の案件形成に資する関係の構築に取り組むとともに、具体的な課題を整理し、当社の支援が求められる事業領域・地域の実態を把握した上で、課題の解決策を検討してまいります。

また、政策的意義の達成、リスク管理、会社全体としての収益性等の総合的観点からの投資判断を円滑に行うことが可能となるよう、各投資対象の類型を組み合わせたポートフォリオを試算し、投資目標として設定します。

なお、当社のみでは解決が難しい事項については、政府等と連携して解決に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 1 期 (27. 11. 25～28. 3. 31)	第 2 期 (28. 4. 1～29. 3. 31)	第 3 期 (29. 4. 1～30. 3. 31)
売上高	-	4	141,866
経常損失	182,265	541,311	1,807,341
当期純損失	182,581	543,320	1,808,551
1株当たり 当期純損失(円)	2,438	6,320	10,905
総資産	3,582,359	6,785,479	6,473,276
純資産	3,561,418	6,681,097	6,399,956
1株当たり 純資産額(円)	47,561	44,883	35,209

(注) 1. 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりとなっております。

当期純損失(Δ)	Δ1,808,551千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純損失(Δ)	Δ1,808,551千円
普通株式の期中平均株式数	165,831株

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社の主な事業は次のとおりとなっております。

① 当社が支援決定を行った対象事業者に対する出資

② 当社が支援決定を行った対象事業者に対する基金の拠出

- ③ 当社が支援決定を行った対象事業者に対する資金の貸付け
- ④ 当社が支援決定を行った対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得
- ⑤ 当社が支援決定を行った対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- ⑥ 当社が支援決定を行った対象事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証
- ⑦ 当社が支援決定を行った対象事業者のためにする有価証券の募集又は私募
- ⑧ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣
- ⑨ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- ⑩ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密の開示
- ⑪ 上記⑩に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること
- ⑫ 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分
- ⑬ 債権の管理及び譲渡その他の処分
- ⑭ 上記①～⑬に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- ⑮ 対象事業を推進するために必要な調査及び情報の提供
- ⑯ 上記①～⑮に掲げる業務に附帯する業務
- ⑰ 上記①～⑯の業務のほか、上記の機構の目的を達成するために必要な業務

(8) 主要な営業所

- ① 本社
東京都千代田区内幸町一丁目2番1号
- ② 主要な子会社の事務所
該当事項はありません。

(9) 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
23	100%	42.0	1.45

(注) 社外から当社への派遣者及び出向者を含みます。

(10) 主要な借入先 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

(11) 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

(1) 発行可能株式総数 普通株式 10,000,000 株

A 種優先株式 10,000 株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 172,880 株

A 種優先株式 6,260 株

(3) 株主数 普通株式 23 名

A 種優先株式 1 名

(4) 株主

株主名	持株数			合計株式 出資比率
	普通株式	A 種優先株式	合計株式	
財務大臣	131,440	—	131,440	73.37%
株式会社みずほ銀行	3,740	6,260	10,000	5.58%
住友商事株式会社	4,000	—	4,000	2.23%
日本電気株式会社	4,000	—	4,000	2.23%
日本電信電話株式会 社	4,000	—	4,000	2.23%
日本放送協会	4,000	—	4,000	2.23%
富士通株式会社	4,000	—	4,000	2.23%
KDD I 株式会社	2,000	—	2,000	1.12%
日本郵便株式会社	2,000	—	2,000	1.12%
日本ユニシス株式会 社	2,000	—	2,000	1.12%
株式会社フジ・メディ ア・ホールディングス	2,000	—	2,000	1.12%
パナソニック株式会 社	2,000	—	2,000	1.12%
三菱電機株式会社	1,600	—	1,600	0.89%
株式会社インテック	1,000	—	1,000	0.56%
株式会社野村総合研 究所	1,000	—	1,000	0.56%

古河電気工業株式会社	1,000	—	1,000	0.56%
株式会社テレビ朝日ホールディングス	500	—	500	0.28%
株式会社テレビ東京ホールディングス	500	—	500	0.28%
株式会社電通	500	—	500	0.28%
株式会社東京放送ホールディングス	500	—	500	0.28%
日本テレビ放送網株式会社	500	—	500	0.28%
株式会社博報堂D Yメディアパートナーズ	500	—	500	0.28%
株式会社フジクラ	100	—	100	0.06%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成30年3月31日現在）

(1) 取締役、監査役の氏名等

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
取締役会長	高島 肇久	
代表取締役社長	福田 良之	
常務取締役	細井 浩之	
取締役	栗原 美津枝	株式会社日本政策投資銀行 常勤監査役
取締役	中村 家久	住友商事株式会社 執行役員 メディア事業本部長
取締役	三尾 美枝子	キューブM総合法律事務所 代表弁護士
監査役	梶川 融	太陽有限責任監査法人 代表社員会長

- (注) 1. 取締役のうち、栗原美津枝、中村家久、三尾美枝子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	6人 (3人)	54,700千円 (9,000千円)	
監査役(社外)	1人	3,000千円	
計	7人	57,700千円	

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社の関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況(海外通信・放送・郵便事業委員会における活動を含む)

区分	氏名	主な活動状況
取締役 兼 海外通信・放送・郵便事業委員	栗原 美津枝	当事業年度開催の取締役会 13 回 全て、海外通信・放送・郵便事業 委員会 11 回のうち 10 回出席。銀 行でのファイナンス業務等の経 験を活かし、社外の立場から発 言。
取締役 兼 海外通信・放送・郵便事業委員	中村 家久	当事業年度開催の取締役会 13 回 のうち 12 回、海外通信・放送・郵 便事業委員会 11 回のうち 10 回出 席。商社での海外投資業務等の経 験を活かし、社外の立場から発 言。
取締役 兼	三尾 美枝子	当事業年度開催の取締役会 13 回 全て、海外通信・放送・郵便事業

海外通信・放送・郵便事業委員		委員会 11 回全てに出席。弁護士としての専門見識を活かし、社外の立場から発言。
監査役	梶川 融	当事業年度開催の取締役会 13 回全て、海外通信・放送・郵便事業委員会 11 回全てに出席。公認会計士としての専門見識を活かし、社外の立場から発言。

(注) 当社は「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法」に基づき設立された株式会社であり、同法第 17 条により、対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容の決定並びに株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定は、取締役会から海外通信・放送・郵便事業委員会に委任されたものとみなされています。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、社外取締役及び社外監査役全員との間で、当該役員がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

⑤ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑥ 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（消費税を含みません。）

区分	金額
報酬等の額	6,000 千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	7,250 千円

(注) 監査役は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務（非監査業務）である計算書類等（監査報告書を含む）の英訳等の業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。監査役は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備について

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制について、以下を内容とする「内部統制システム基本方針」を取締役会において決議しました。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員及び社員が事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスが最優先される体制の構築を目的として、取締役会決議により「コンプライアンス規程」を定める。

- ① 当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスを統括する部署を設置し、各部署におけるコンプライアンス推進の体制を整備するとともに、コンプライアンスの実施状況について取締役会に定期的に報告する。また、コンプライアンスに関する事項についても取締役会に提言・勧告等を行う。
- ② 当社は、役員及び社員が遵守すべき法令及び社内ルールの具体的内容を明示した「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、研修等によりコンプライアンスの徹底を図る。

- ③ 当社は、法令又は社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかには社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につき役員及び社員に通知する。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

当社は、内部監査に関する「内部監査規程」を定め、実効性のある内部監査を実施する。

（２）リスク管理に関する体制

- ① 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として、取締役会決議により「リスク管理規程」を定める。
- ② 当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備を行う。
- ③ 重大な危機が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行う。

（３）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、適切に経営管理を行う。
- ② 当社は、「組織規程」及び「職務権限規程」に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図る。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続の機動性向上を図る。

（４）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行う。

（５）会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、投資先企業等の企業価値の最大化を図る観点から、投資先企業等に対する株主権等の行使を適切に行う。

(6) 監査役の監査に対する体制

① 監査役への報告に対する体制

- ア. 役員及び社員は、当社の業務執行の状況その他必要な情報を監査役に報告する。
- イ. 役員及び社員が当社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項若しくはそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し当該事項を報告する。
- ウ. 監査役は、職務の遂行に必要となる事項について、役員及び社員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は当該事項を報告する。

② 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

- ア. 監査役の求めに応じて、監査役職務を補助する組織として、監査役室を設置し監査役の指揮の下に置く。
- イ. 監査役職務を補助する使用人の人事など当該使用人の独立性に関する事項は、監査役の意向を尊重する。

③ 監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 上記項目に加え、監査役に対して以下の事項を確保する。
- ア. 代表取締役、業務執行取締役、会計監査人との定期的な会合
 - イ. 子会社等の調査等の実施
 - ウ. アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等外部専門家の任用

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス室を設置し、社内のコンプライアンス委員会において幹部と問題意識の共有を図るとともに、コンプライアンス・マニュアルの整備、コンプライアンス・ホットラインの設置、全役員・社員を対象とする研修の実施等、コンプライアンス確保のための取組を進めています。

当社は、内部監査室を設置し、内部監査室は「内部監査規程」に従い、監査役と事前協議の上、内部監査の実施に関する取組を進めています。

② リスク管理に関する体制

当社は、危機管理本部を設置し、リスクマネジメントに関する方針の策定等を行っています。

③ 取締役職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第 17 条により、対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容の決定並び

に株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定は、取締役会から海外通信・放送・郵便事業委員会に委任されたものとみなされています。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役の経営判断、執行に関する議事録等必要な文書等を保存・管理しています。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社が存在しないため、該当事項はありません。

⑥ 監査役の監査に対する体制

当社は、社外監査役1名が、取締役会に出席するとともに、役員及び社員との面談を通じ、業務執行の状況、決算等の報告を受けるとともに、内部監査室から内部監査進行状況及び結果について、コンプライアンス室からコンプライアンスに関連する事項について適宜報告を受けています。

当社は、監査役の職務を補助する使用人として、3名を補助社員（非専任）として選任しています。

7. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

本事業報告に記載の金額等は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。